

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	23
契約番号	30農振財契第777号
件名	乳成分測定器の賃借(長期継続契約)
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 (東京都青梅市新町6-7-1)
概要	乳成分測定器の賃借 ・測定項目:FTIRスペクトラムを用い、生乳中の脂肪、タンパク質、乳糖、全固形分、無脂固形分、尿素の測定(%)が可能であること。 ・測定可能範囲:脂肪0~15%、タンパク質0~7%、乳糖0~7%、全固形分0~20%程度であること。 (測定条件、測定精度、データ処理の詳細は、別紙仕様書のとおり)
借入期間	平成31年3月1日から平成36年2月29日まで(60か月)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	平成30年11月30日(金) 午前10時
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 セミナー室(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	平成30年11月12日(月)から平成30年11月16日(金)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	(1) 希望票 [様式あり] (必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表[様式あり] (必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成29・30年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。 (8) 入札の結果については、公表しますので、予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 河野 浩 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 農林総合研究センター畜産技術科 【担当】 太田 住所 東京都青梅市新町6-7-1 電話 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/

仕 様 書

1. 件名 乳成分測定器の賃借（長期継続契約）
2. 契約期間 平成31年3月1日から平成36年2月29日まで（60ヶ月）
3. 納入および設置場所
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 青梅庁舎
東京都青梅市新町6-7-1
4. 賃貸物件
乳成分測定器 一式
5. 基本仕様
 - (1) 測定項目・範囲
 - ・FTIR スペクトラムを用い、生乳中の脂肪、タンパク質、乳糖、全固形分、無脂固形分、尿素の測定（%）が可能であること
 - ・測定可能範囲は脂肪が0～15%、タンパク質が0～7%、乳糖0～7%、全固形分0～20%程度であること
 - (2) 測定条件
 - ・1時間当たりの測定可能検体数は100以上であること
 - ・1測定当たりのサンプル使用量が15ml以下であること
 - ・サンプルの自動吸引・吸引部の自動洗浄機能があること
 - ・サンプル温度は上限が42℃まで対応可能なこと
 - (3) 測定精度
 - ・ゼロチェック機能・キャリーオーバーテストができること
 - ・機器の標準化による分析精度維持が可能なこと
 - ・脂肪、タンパク質、乳糖、全固形分の標準精度がCV<1%、繰返し精度がCV<0.5%であること
 - (4) データ処理
 - ・データの解析およびレポート出力可能なソフトウェアが搭載されていること
 - ・分析した数値を別機器（ベントレイ社製の体細胞測定器：SOMACOUNT）データと合算し、制御用PCからの測定データを既存のシステムが対応可能な形式で出力し、システム上で表示できること

6. 設置・撤去

- ・旧機器撤去作業と設置作業を行い、平成 31 年 3 月 1 日から正常に稼働するよう調整すること。
- ・80cmx110cm×90cm（縦×横×高）の実験台に本体、制御用 PC、モニター、昇圧機、プリンター等を含むすべての周辺機器が設置できること。ただし、廃液用タンクは別とする。
- ・契約期間満了後又は契約を解除したときは、撤去作業を行うこと。

7. 保守・修理

上記機種が常に良好な状態に整備され、既定の性能を維持し円滑に運転できるようにするため、以下の定期保守と修理を行うこと。なお（1）定期保守に関する経費は賃貸人の負担とし、（2）修理に関する経費は借入人の負担とする。

（1）定期保守

技術員を派遣して、年 1 回の保守を行う。なお定期交換部品がある場合はその交換も行う。

（2）修理

通常の使用において故障した際はその都度電話や技術員派遣によって、随時点検修理を行う。

8. サポート体制

- ・首都圏にサポート拠点が有り、迅速に対応可能な体制をとっていること
- ・本装置の操作およびメンテナンスに関する日本語のマニュアルが用意されていること
- ・本装置の納入後、その操作方法およびオペレーターが対応可能な簡易メンテナンス（チューブ交換など）に関するトレーニングを行うこと

9. 支払方法

月払いとし、賃貸人からの請求に基づき支払う。

10. 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の既定に基づき、次の事項を遵守すること。

（1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

（2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における重量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合確認のために、当該自動車自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書の提示または写の提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。

11. その他

- (1) 納品を実施する際に、納品日を担当職員に連絡したうえで納品すること。
- (2) 運搬・設置・撤去・調整費用は賃貸人の負担とする。
- (3) 作業エリア内では、防疫等の指示を受けた場合は職員の指示に従うこと。
- (4) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる
- (5) この仕様に定めない事項については、財団との協議により別途決定する。

12. 連絡先

〒198-0024 東京都青梅市新町6丁目7番1号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

農林総合研究センター畜産技術科 担当 太田

TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474